

平成 22 年 2 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

日本商工会議所
産業政策第一部

「無形資産に関する論点の整理」に対する意見について

標記の件につき、下記のとおり意見を提出いたします。

今回の見直しによって、わが国の約 260 万の法人税申告法人の太宗を占める中小企業を中心とする非上場企業の活力を損なうことがないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 .本論点整理による無形資産の会計基準の見直しは、企業の活力を阻害する懸念がある。

わが国の持続的な経済成長を実現するためには、企業の活力の強化が極めて重要であり、会計基準を見直す際、企業に不要な影響やコスト負担を一律に強いることは、企業の活力を阻害し、国益上からも絶対に避けなければならない。

今回の論点整理では、社内開発費において無形資産の定義に該当し、かつ認識要件を満たす場合資産計上することが示されているが、確定決算主義の下、税法においても「開発費」が資産計上へ変更されることになると、即時費用処理する場合に比べ、損金処理の後年化や、研究開発税制の対象から外れる懸念があり、企業の活力を阻害する可能性が高い。

また、開発費の資産計上の際、償却年数の見積りや将来収益の確実性等といった不確定要素が多く含まれることから、企業にとって判断が非常に難しく、煩雑かつ過重な事務負担を強いることになる。

さらに、「研究開発」に関し、「研究」と「開発」を切り分けるのが、極めて困難かつ客観性が乏しいことから、現行の日本基準および米国基準も、「研究開発」として発生時に費用処理を求めており、今回の資産計上の要件を客観的に立証することは、実務上不可能である。

以上のことにより、本論点整理による会計基準の見直しにより、企業の研究開発意欲が削がれることは、我が国の弱体化を招来することとなり、国益上、好ましいものではない。

そもそも、国際財務報告基準は開発費を資産計上、米国基準は費用処理という相違があり、両者をコンバージェンスする取り組みも行われていた。しかし、現在、米国においては、見直し作業そのものが中止となっている。このため、将来的に見直し作業が再開された際に、「費用処理」で決着することになれば、我が国の企業をいたずらに混乱させるだけとなる。

2. 非上場企業は、コンバージェンスのメリットは皆無である。

国際的な会計基準は、国際的な資金調達を行う企業やその投資家にとって有用なものである。しかし、海外からの資金調達の必要性が乏しく、利害関係者は国内の株主、債権者など限定的であり、わが国の約 260 万の法人税申告法人の太宗を占める中小企業を中心とする非上場企業にとっては、メリットは皆無である。

多くの中小企業は、会計・納税事務負担の軽減の観点から主に税法を念頭に置いた会計処理を行っていることが多い。確定決算主義の下、本論点整理に伴い会計基準が変更され、税法の改正が行われると、課税所得が増大したり、会計・納税事務に混乱が生じたりするなど、経営に悪影響が生じる。

同様に、非上場の会社法上の大会社に対して、無形資産の会計基準の適用を、会計監査人が指導すると、不要な不安や影響、コスト負担を強いることになる。

よって、非上場企業に対し、コンバージェンスの名のもとに、不要な不安や影響、コスト負担を一律に強いることは、明らかに、経済成長を阻害することになり、国益上からも絶対に避けなければならない。

3. 企業会計基準委員会の構成メンバーに、非上場企業の関係者が含まれていない。

本論点整理の検討に関わる者の中に、非上場企業の関係者が全く含まれていない。こうした中で、コンバージェンスのメリットが皆無である非上場企業に関して、コンバージェンスの影響を与える会計基準を策定していることに大きな疑問がある。

貴会も関与する I F R S 対応会議が 1 月 22 日に公表されたプレスリリースにおいて、「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）」を設置し、今後、日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避する必要があるなどの意見を踏まえ、非上場企業に適用される会計基準のあり方について幅広く検討することを提言されたことは大きな前進ではある。

しかし、この検討結果を踏まえた対応が実行されるまでの間は、非上場企業の関係者不在の下で、コンバージェンスだけは着実に進むことになり、非上場企業に不要な不安や影響、コスト負担を一律に与え続けることになる。

早急に、非上場企業に対するコンバージェンスの影響を「遮断」すべきである。

以 上